

【最低制限価格の見直しについて】

山都町では、「中央公契連モデル」の見直しを踏まえ、ダンピング対策、地域経済の活性化及び建設業における雇用環境の改善等を図るため、令和6年10月1日以降に発注する建設工事における最低制限価格の上限額及び下限額を見直します。

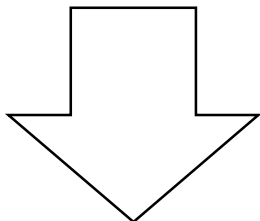
(令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。)

【見直し前】

最低制限価格は、下記の合計額に消費税及び地方消費税を含む金額とする。

- ・直接工事費×97%（円未満切捨て）
- ・共通仮設費×90%（円未満切捨て）
- ・現場管理費×90%（円未満切捨て）
- ・一般管理費×68%（円未満切捨て）

【上限額及び下限額】 予定価格の90%から70%



【見直し後】

最低制限価格は、下記の合計額に消費税及び地方消費税を含む金額とする。

- ・直接工事費×97%（円未満切捨て）
- ・共通仮設費×90%（円未満切捨て）
- ・現場管理費×90%（円未満切捨て）
- ・一般管理費×68%（円未満切捨て）

【上限額及び下限額】 予定価格の92%から75%

※電子入札システム案件においては、税抜き表示となります。

☆お問い合わせ 山都町役場 総務課 監理係
Tel 0967-72-1111